

関川水系土地改良区役員並びに総代等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本土地改良区の役員及び総代(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償額並びに支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 役員等の報酬は、他に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。

2 前項の報酬で、年額報酬は年4回、月額報酬は毎月これを支給する。

3 新たに就任又は退職、死亡した者に対しては、月割計算若しくは日割計算して支給する。

4 前項に定めるもののほか、役員等の報酬の支給については、職員に支給する給与支給の例による。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議の招集に応じたときは、別表第2により費用を弁償する。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。(平成19年8月8日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月25日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月25日総代会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。(平成30年8月10日総代会議決)

別表第1

職 名	報酬額
理 事 長	(月額)240,000円
副理事長	(年額)448,000円
理 事	(年額)200,000円
総括監事	(年額)210,000円
監 事	(年額)190,000円

別表第2

職 名	費用弁償(日額)	
理事長、副理事長、理事、 総括監事、監事、総代	理事会・監事会(監査)・総代会・ 正副理事長会議・担当理事会議・ 委員会 上記以外の土地改良区が行う行 事、又は公式に主催する会議、並 びに他団体が主催する行事又は 会議に参加・出席する場合	4,000円
総代	総代会	7,000円
工事委員、評価委員 換地委員、その他委員等		7,000円 なお、会議時間が4時 間未満の場合、費用 弁償支給額は、4,00 0円とする。